

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（立標）
発生日時	令和3年4月7日 06時25分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町竹富島東方沖 石垣港沖南防波堤北灯台から真方位240° 1.2海里付近 （概位 北緯24° 19.3′ 東経124° 06.8′）
事故の概要	引船和丸は、台船沖建3号をえい航して南西進中、沖建3号が立標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 和丸、19トン 295-38660 沖縄、有限会社芙蓉開発 B 台船 沖建3号 1,500トン、ニライ海事建設株式会社（船舶所有者）、内海船舶有限会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船尾外板に凹損及び亀裂 立標 ハシゴ及び足場に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、空倉状態のB船を約30mのえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、船長が左舷船首方の「竹富島南水路第1号立標（以下、立標については、「竹富島南水路」を省略する。）と右舷船首方の第2号立標の間」（以下「南水路」という。）を通過しようと約6ノットの対地速力で竹富島東方沖を南西方に向けて航行した。 A船引船列は、南水路に入る直前、船長が、第1号立標に近づいていると感じ、右舵を取れば問題なく通過できると思い、右舵を取って航行を続けていたところ、北寄りの風を右舷側に受けて圧流され、B船の左舷船尾側が第1号立標に近づいているのを認めた直後、B船の左舷船尾外板が第1号立標に衝突した。
分析	A船引船列は、南西進中、第1号立標付近を通過しようとした際、船長が、南水路に入る直前に右舵を取って問題なく通過できると思い、航行を続けていたところ、北寄りの風を右舷側に受けて圧流されたことから、B船の左舷船尾側が第1号立標に近づき、B船が第1号

	立標に衝突したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、A船引船列が南西進中、第1号立標付近を通過しようとした際、船長が、南水路に入る直前に右舵を取って問題なく通過できると思い、航行を続けていたところ、北寄りの風を右舷側に受けて圧流されたため、B船の左舷船尾側が第1号立標に近寄り、B船が第1号立標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、立標などの構造物がある付近を航行する際、できるだけ距離を離して航行し、引船列の状態に注意すること。 ・ 船長は、引船列を構成して航行する際、引船列が振れ回ることに注意してえい航すること。